

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
「まん延防止等重点措置」解除に伴う日建連東北支部の事務局体制に関するお知らせ

2021年5月12日
一般社団法人日本建設業連合会東北支部

宮城県におきまして、新型コロナウイルスに関する「まん延防止等重点措置」が5月11日に解除されました。

東北支部では、これまで原則として職員3名が事務所に出勤する事業継続体制を構築しておりましたが、今回の解除を受け5月12日(水)から通常の状態に戻ることといたしましたので、お知らせいたします。

以上